12月は大気汚染防止推進月間

12月は自動車の交通量の増加、ビルや家庭の暖房、さらに冬季特有の気象現象「逆転層」の影響もあり、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）などの大気汚染物質濃度がより高くなります。このため、毎年12月を大気汚染防止推進月間として、全国で「きれいな空を守ることの大切さ」を呼びかけています。

■エコドライブやアイドリング・ストップを実践しましょう

自動車の排出ガスは大気汚染の主要な原因の一つです。

自動車から排出される有害物質の低減のため、急発進や急加速をしないなどの環境にやさしい運転「エコドライブ」や駐停車時のアイドリング・ストップは、すぐにできる効果的な取り組みの一つです。ぜひ、実践しましょう。

また、一定規模以上（20台以上収容または面積500㎡以上）の駐車場の設置者および管理者の方には、看板の掲出等により、アイドリング・ストップの実施を駐車場利用者に周知することが義務付けられています。ご協力をお願いします。

◎看板の掲出方法や掲示内容などはお問い合わせください。

■庭先などでのごみの焼却はやめましょう

家庭用のごみ焼却炉のほとんどは、燃焼温度が十分に上がらず、不完全燃焼を起こし、ダイオキシンなどの有害な物質を発生します。

現在、庭先や畑などでのごみ焼却はもちろん、基準を満たさない焼却炉の使用は禁止されています。これらの焼却行為はやめましょう。

問い合わせ　環境対策課（☎2998-9195・FAX2998-9195）

ご覧ください

■シティケーブルネット
広報ところざわテレビ情報館
12月1日(土)～／①午後1時55分～2時②午後9時55分～10時放映
聴覚などに障がいをお持ちの方へ
「携帯電話のメールで119番通報」
――広報テレビ番組

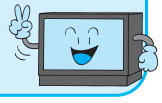

平成19年度地価調査図書の閲覧

平成19年度埼玉県地価調査「価格一覧」と「あらまし」、および「基準地案内図」の閲覧を行っています。

閲覧場所　市役所2階・開発指導課、同1階・市政情報センター、各出張所

問い合わせ　開発指導課（☎2998-9372・FAX2998-9162）

配偶者暴力防止法の改正

配偶者暴力防止法が平成20年1月11日から変わります。

【改正の主な内容】

■保護命令制度の拡充

①生命または身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令

②電話等を禁止する保護命令▼面会の要求▼行動の監視に関する事項を告げること等▼著しく粗野・乱暴な言動▼無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く）等

③被害者の親族等への接近禁止命令

■市町村基本計画の策定の努力義務

■配偶者暴力相談支援センターに関する改正

■裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令発令の通知

◎内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイト（http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html）を開設しています。

問い合わせ　男女共同参画室（☎2998-9150・FAX2994-0706）

指定給水装置工事事業者の指定

▼経塚工業㈱（久米381-3／☎2928-2775）

問い合わせ　水道部給水課（☎2921-1082・FAX2921-1094）

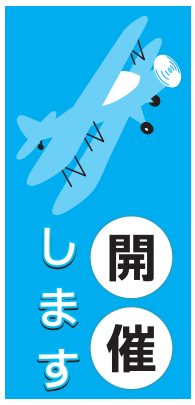

特許・商標相談会

とき　12月26日(水)／午後1時～5時

ところ　市役所2階203会議室

対象　勤労者、事業主等

相談員　知的財産総合支援センター埼玉・特許情報アドバイザー

申し込み　知的財産総合支援センター埼玉（☎048-647-4245）へ電話

問い合わせ　商工労政課（☎2998-9162）

うつ病講座

対象　うつ病のため治療中の当事者とご家族

■第1回「うつ病の症状と治療」

とき　平成20年1月25日(金)／午後2時～4時

ところ　保健センター

講師　平沢記念病院医師・内田淳子さん

■第2回「うつ病に対する心理療法」

とき　1月30日(水)／午後2時～4時

ところ　保健センター

申し込み・問い合わせ　保健センター成人保健課（☎2991-1811・FAX2995-1178）

卸売り市場の「お客様感謝デー」および「年末感謝サービスデー」

12月は「お客様感謝デー」と「年末感謝サービスデー」を開催し、市場を一般開放します。

皆さん、ぜひご利用ください。

とき　12月1日(土)、15日(土)、28日(金)～30日(日)／午前9時～正午

ところ　所沢総合食品地方卸売市場（南永井867-1／関越自動車道所沢インターチェンジそば）

◎大駐車場を完備しています。

問い合わせ　㈱埼玉西部食品流通センター（☎2945-1111・FAX2945-1118）

医療事務講座

とき　平成20年1月18日(金)、25日(金)、31日(木)、2月1日(金)、8日(金)／いずれも午前10時～午後4時（全5日間）

ところ　所沢市シルバー人材センター（旧市庁舎）

受講資格　全日程参加でき、市内および県内近隣在住の60歳以上65歳ぐらいまでの医療事務経験者

定員　20人（定員を超える場合は抽選・選考）

申し込み・問い合わせ　平成20年1月7日(月)（当日消印有効）までに、はがきに郵便番号・住所・氏名（ふりがな）・年齢（生年月日）・講座名を記入のうえ所沢市シルバー人材センター（〒359-1143・宮本町1-1-2／☎2928-8695・FAX2924-0630）へ郵送

育てよう　一人ひとりの　人権意識

～思いやりの心・かけがえのない命を大切に～

12月4日～10日は「人権週間」です

法務省と全国人権擁護委員連合会は、国際連合が世界人権宣言を採択した翌年の昭和24年から、毎年12月10日の人権デーを最終日とする1週間を人権週間と定めています。

世界人権宣言の第1条では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と定めています。

すべての人は、生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利である人権を持っています。人権は、私たちが幸せに生きるための権利ですが、わが国では、▶女性の人権（固定的な性別役割分担意識、女性に対する暴力の問題等）▶子どもの人権（児童虐待や子どもが被害者になる犯罪の多発、いじめ問題等）▶高齢者の人権（高齢者に対する身体的・精神的・経済的虐待の問題等）▶障害のある人の人権（障害者の自立と社会参加を阻んでいる障壁の問題等）▶同和問題（結婚・就職などにおける差別事象の発生の問題等）▶外国人の人権▶HIV感染者やハンセン病患者等▶犯罪被害者等の多くの人権課題が指摘されています。

また、最近では、インターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示などによる新たな人権問題も生じています。

一人ひとりが、命の尊さや大切さ、自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であることを真に実感し、お互いの人権を尊重しあうことが、平和で豊かな社会の実現につながっていきます。

市では、人権問題に対する理解と認識を深め、人権問題を解決して心ふれあう地域社会をつくるため、人権週間にあわせて人権問題をともに考える、次の行事を開催します。

■人権週間「みんなで考える人権」ビデオ上映会

とき　12月9日(日)／午後2時～4時

ところ　男女共同参画推進センターふらっと（寿町27-7）

内容　長編アニメーション映画「ハッピーバースデー」～命かがやく瞬間・真実の愛をみつめる少女の感動の物語～

問い合わせ　政策企画課（☎2998-9027・FAX2994-0706）

■定例人権相談

とき　毎週火曜日／午後1時～3時30分

ところ　市役所1階・市民相談課

◎さいたま地方法務局所沢支局（☎2992-2677・FAX2995-4040）でも相談に応じています。

人権に関する相談は定期的に行っています。お気軽にご相談ください。なお、法務大臣が委嘱した人権擁護委員は次の方々です。

人権擁護委員　▶青木照子▶久保田千恵子▶田中芳治▶大舘千恵子▶加賀谷尚子▶成田桂子▶菊田範子▶近藤卓夫▶池田太一▶新井恒一▶谷口　悟

問い合わせ　市民相談課（☎2998-9092・FAX2998-9041）